

消費生活審議会の役割について

【設置の根拠】

- ・山梨県消費生活条例(以下「条例」という) 第31条
→県民の消費生活の安定及び向上に関する基本的事項について調査審議するため、知事の附属機関として設置

【審議会の主な役割】

- ・意見の聴取(条例31条の2)
- ①消費者基本計画を策定し、又は変更しようとするとき
※「山梨県消費者基本計画」(平成28年3月策定)
- ②条例第14条第1項に定める商品又は役務の表示、計量及び規格(消費生活における安全を確保し、又は消費者と事業者との間の適正な取引を確保するため、特に必要があると認めるとき)について、基準を定め、変更し、又は廃止しようとするとき
- ③条例第16条第1項に定める不当な取引行為に関する規則を定め、又は改正しようとするとき など

【消費者教育推進地域協議会としての機能付加】

- ・平成25年10月、「消費者教育の推進に関する法律(消費者教育推進法)」に規定する「消費者教育推進地域協議会」の機能を付加
→消費者教育の総合的・効果的な推進のための構成員相互の情報交換・調整や計画の策定・変更へ意見を述べる
- ※「山梨県消費者基本計画」には「消費者教育推進計画」が包含されている。

【主な審議内容】

- ・山梨県消費者基本計画の進捗状況や取組状況等について
 - ・最近の消費生活相談の状況について
- ・山梨県消費者基本計画の策定や変更に際して意見を聴取する。